

新	旧
<p>第1条（カードの発行）</p> <p>(1) 本規約を承認し<u>て</u>、タカシマヤカード（以下「カード」といいます）ご利用のお申し込みをされ<u>た方であって</u>、高島屋クレジット株式会社（以下「当社」といいます）がカードのご利用を<u>承諾した方</u>（以下「本会員」といいます）にカードを発行いたします。<u>契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</u></p> <p>(2) 本会員が本規約に基づき生ずるご利用代金などのお支払いその他当社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認して指定されたご家族のうち、当社に入会のお申し込みをされ、当社がカードのご利用を<u>承諾した方</u>（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」といいます）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとしたします。なお、本会員がその会員資格を喪失した場合は、当然、家族会員も会員資格を喪失するものとしたします。</p>	<p>第1条（カードの発行）</p> <p>(1) 本規約を承認し、タカシマヤカード（以下「カード」といいます）ご利用のお申し込みをされ、高島屋クレジット株式会社（以下「当社」といいます）がカードのご利用を認め、入会された方（以下「本会員」といいます）にカードを発行いたします。</p> <p>(2) 本会員が本規約に基づき生ずるご利用代金などのお支払いその他当社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認して指定されたご家族のうち、当社に入会のお申し込みをされ、当社がカードのご利用を認め、入会された方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」といいます）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとしたします。なお、本会員がその会員資格を喪失した場合は、当然、家族会員も会員資格を喪失するものとしたします。</p>
<p>第2条（カードの貸与と規約の承認）</p> <p>(1) カードは<u>当社が所有権を有し</u>、カードは当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上、会員が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上、カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) 会員は、カードを貸与されましたら、直ちにカードのご署名欄に自署していただき、善良なる管理者の注意をもって、カードの券面に表示されている会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面（4桁）またはカード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」といいます）を管理し、</p>	<p>第2条（カードの貸与と規約の承認）</p> <p>(1) カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上、会員が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上、カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) 会員は、カードを貸与されましたら、直ちにカードのご署名欄に自署していただき、善良なる管理者の注意をもって、カードの券面に表示されている会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面（4桁）またはカード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」といいます）を管理し、</p>

<p>利用するものいたします。</p> <p>(3) カード及びカード情報のご利用は会員ご本人に限り、利用できるものであり、会員は、カードを貸与、預託、または質入れその他の担保利用や金融目的等の使用などは一切できません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。第7条(継続的なサービス等にかかる代金等のお支払い)(1)のカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本会員の負担とします。</p> <p>(4) 会員がご本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ、または利用されたことによる損害は、本会員のご負担といたします。ただし、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(5) (6) 省略</p> <p>第3条～第4条 省略</p> <p>第5条(暗証番号)</p> <p>(1) 会員は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに会員は、暗証番号をご本人以外の方に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(2) 会員が、ご本人以外の方に暗証番号を知らせ、または知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担といたします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>利用するものいたします。</p> <p>(3) カード及びカード情報のご利用は会員ご本人に限定されます。カードを貸したり、預託したり、譲り渡したり、質入れその他の担保利用や金融目的等の使用などは一切できません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本会員の負担とします。</p> <p>(4) 会員がご本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ、または利用されたことによる損害は、本会員のご負担といたします。ただし、会員が故意または過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(5) (6) 省略</p> <p>第3条～第4条 省略</p> <p>第5条(暗証番号)</p> <p>(1) 暗証番号は本会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに会員は、暗証番号をご本人以外の方に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(2) 会員が、本会員またはご本人以外の方に暗証番号を知らせ、または知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担といたします。ただし、会員が故意または過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 省略</p>
---	---

<p>第6条（カードのご利用）</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」といいます）でカードを提示<u>するとともに、暗証番号を入力することまたは</u>伝票等に署名すること、その他当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」といいます）を受けることができます（以下「商品購入」といいます）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、<u>会員は、当社に対し、店舗への立替払いを委任し、商品等の購入を取り消し、代金を精算される際には</u>当社の定める方法でお手続きいただくことを、あらかじめご承諾いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることをあらかじめ承諾していただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。<u>なお、会員は、第13条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p> <p>(3) 当社が認めた店舗または商品等については、会員は(1)に定める<u>暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、またはカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、</u>商品購入ができるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがありま</p>	<p>第6条（カードのご利用）</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」といいます）でカードを提示し、伝票等に署名することまたはその他当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」といいます）を受けることができます（以下「商品購入」といいます）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、および商品購入を取り消し、代金を精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、あらかじめご承諾いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることをあらかじめ承諾していただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。</p> <p>(3) 当社が認めた店舗または商品等については、会員は(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品購入ができるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがありま</p>
---	---

<p>す。なお、会員は、換金または違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、<u>現在、通用力を有する</u>紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までといたします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、変更またはご利用を停止させていただきます。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてのカードのご利用はできません。<u>なお、会員は、ご利用可能枠を超えたご利用について、第8条(2)②に定める1回払いをしたものと同様に取り扱われることを承認します。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会員にはご利用の都度、次のリボルビング払い、お支払回数が1回の1回払いもしくはボーナス一括払い、お支払回数が2回の2回払いもしくはボーナス2回払い、または分割払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が認めた場合に限りさせていただきます。なお、お支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>①リボルビング払い — 利用算定日における利用締切日<u>までにご利用された</u>リボルビング払いの商品購入代金の残高（以下「リボ算定日残高」</p>	<p>す。なお、会員は、換金または違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までといたします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、変更またはご利用を停止させていただきます。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてのカードのご利用はできません。</p> <p>(6) 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会員にはご利用の都度、次のリボルビング払い、お支払回数が1回の1回払いもしくはボーナス一括払い、お支払回数が2回の2回払いもしくはボーナス2回払い、または分割払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が認めた場合に限りさせていただきます。なお、お支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>①リボルビング払い — 利用算定日における利用締切日が到来したりリボルビング払いの商品購入代金の残高（以下「リボ算定日残高」といいま</p>
---	---

<p>といたします)を基礎として、本会員があらかじめ選択した本規約末尾記載の「ショッピングのリボルビング払いによる月々のお支払額算出表」の長期コースもしくは標準コースに定める金額(以下「弁済金」といいます)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社が定めるリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し、当月5日から翌月4日までの日割計算といたします。ただし、初回リボ手数料は、<u>利用締切日</u>の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は、<u>利用締切日</u>の翌日または前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</p>	<p>す)を基礎として、本会員があらかじめ選択した本規約末尾記載の「ショッピングのリボルビング払いによる月々のお支払額算出表」の長期コースもしくは標準コースに定める金額(以下「弁済金」といいます)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社が定めるリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し、当月5日から翌月4日までの日割計算といたします。ただし、初回リボ手数料は、<u>利用算定日</u>の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は、<u>利用算定日</u>の翌日または前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</p>
<p>②③④⑤⑥省略</p>	<p>②③④⑤⑥省略</p>
<p>⑦お支払い方法の変更 <u>(リボルビング払い)</u> — 本会員に、当社所定の期日までにお支払い方法の変更をお申し出いただき、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分<u>からの変更のときは</u>、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとみなします。ボーナス一括払い分<u>からの変更のときは</u>変更後、最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします)の対象となる締切日にリボルビング払いの指定があったものとみなします。 <u>また、2回払い分からの変更のときは</u>、1回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング</p>	<p>⑦お支払い方法の変更 — 本会員に、当社所定の期日までにお支払い方法の変更をお申し出いただき、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は変更後、最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします)の対象となる締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。 また、2回払い分は、1回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものと、当該利用算定日より後にお申し出が</p>

<p>払いの指定があったものと<u>みなし</u>、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものと<u>みなします</u>。</p> <p>⑧お支払い方法の自動変更サービス — 本会員から、<u>当社が定める方法</u>でお申し出があり、<u>当社が認めた場合には、以後</u>、分割払いを除く全ての商品購入代金のお支払い方法をリボルビング払いへ変更できます。<u>ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(イ)リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。</u></p> <p><u>(ロ)当社がリボルビング払いの取り扱いを不相当と認めた店舗・商品等での利用の場合。</u></p> <p>(3) (2) ①の弁済金 <u>(⑦による変更後の弁済金を含む)</u>、②の1回払いによりお支払いいただく金額および③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月のお支払金額の総称を「弁済金等」といいます)はあらかじめご利用明細書で<u>郵送または電磁的方法により</u>お知らせいたします。本会員は、ご利用明細書の記載内容について、会員の利用によるものであるか否かなどを必ずご確認をいただくものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものといたします。</p> <p>(4) (5) 省略</p> <p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該</p>	<p>あった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。</p> <p>⑧お支払い方法の自動変更サービス — 本会員に、当社所定の期日までにお申し出いただくことにより、分割払いを除く全ての商品購入代金のお支払い方法をリボルビング払いへ変更できます。</p> <p>(3) (2) ①の弁済金、②の1回払いによりお支払いいただく金額および③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月のお支払金額の総称を「弁済金等」といいます)はあらかじめご利用明細書でお知らせいたします。本会員は、ご利用明細書の記載内容について、会員の利用によるものであるか否かなどを必ずご確認をいただくものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものといたします。</p> <p>(4) (5) 省略</p> <p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該</p>
--	---

<p>金額（第8条（2）①のリボ手数料を除きます）に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し<u>法定利率</u>で計算された額を超えないものといたします。</p> <p>（2）第22条に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払いおよびリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については<u>法定利率</u>で計算された遅延損害金をいただきます。</p> <p>（3）省略</p> <p>第10条～第14条 省略</p> <p>第15条（融資金の支払方法等）</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）会員には、ご利用の都度、次の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」といいます）、または一括返済方式（以下「一括払い」といいます）のいずれかをご指定いただきます。</p> <p>① リボルビング方式— 本会員があらかじめ選択された次の標準コース、<u>ゆとりコース</u>または長期コースによりお支払いいただく方法です（ただし長期コースは、当社が認めた場合に限りご選択いただけます）。<u>なお、利息が末尾「キャッシングでのリボルビング払いによる月々のお支払額算出表」に定める金額を超えるときは、利息を超えるまで、当該金額に1千円単位で加算した金額がお支払額になります。ただし、加算する金額の上限は5千円までとします。</u></p>	<p>金額（第8条（2）①のリボ手数料を除きます）に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算された額を超えないものといたします。</p> <p>（2）第22条に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払いおよびリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算された遅延損害金をいただきます。</p> <p>（3）省略</p> <p>第10条～第14条 省略</p> <p>第15条（融資金の支払方法等）</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）会員には、ご利用の都度、次の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」といいます）、または一括返済方式（以下「一括払い」といいます）のいずれかをご指定いただきます。</p> <p>① リボルビング方式— 本会員があらかじめ選択された次の標準コース、または長期コースによりお支払いいただく方法です（ただし長期コースは、当社が認めた場合に限りご選択いただけます）。</p>
---	---

<p>○標準コース</p> <p>毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ（1万円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング方式の融資金残高（以下「融資金リボ残高」といいます）が20万円を超えた場合はお支払い金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額いたします。</p> <p><u>○ゆとりコース</u></p> <p><u>毎月のお支払日に、融資金等を4千円（融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円）ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増すごとに支払金額を4千円ずつ（融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増すごとに3千円ずつ）増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。</u></p> <p>○長期コース</p> <p>毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ（4千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合はお支払い金額が2千円増額し、これに加え5万円を超える毎に2千円ずつ増額いたします。</p> <p>※末尾記載の「キャッシングのリボルビング払いによる月々のお支払額算出表」によりお支払いいただけます。</p> <p>②③④省略</p> <p>(3) (4) (5) (6) (7) 省略</p> <p>第16条～第19条 省略</p>	<p>○標準コース</p> <p>毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ（1万円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング方式の融資金残高（以下「融資金リボ残高」といいます）が20万円を超えた場合はお支払い金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額いたします。</p> <p>○長期コース</p> <p>毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ（4千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合はお支払い金額が2千円増額し、これに加え5万円を超える毎に2千円ずつ増額いたします。</p> <p>※末尾記載の「キャッシングのリボルビング払いによる月々のお支払額算出表」によりお支払いいただけます。</p> <p>②③④省略</p> <p>(3) (4) (5) (6) (7) 省略</p> <p>第16条～第19条 省略</p>
---	---

<p>第20条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着等の場合でも、当社は通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により</p> <p>(1) の変更手続きをおとりいただけなかった<u>と当社が認めた</u>場合は除きます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>第21条（本規約の変更等）</p> <p><u>(1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社のホームページ</u> <u>(https://www.t-card.co.jp/) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p><u>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>(2) 当社は前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ</u> <u>(https://www.t-card.co.jp/) において告知する方法または本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員には、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更</u></p>	<p>第20条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着等の場合でも、当社は通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により</p> <p>(1) の変更手続きをおとりいただけなかった場合は除きます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>第21条（本規約の変更等）</p> <p>当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、当社ホームページ (https://www.t-card.co.jp/) での告知、その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合またはお知らせ後1ヵ月の経過をもって、その内容をご承認いただいたものとみなします。</p>
---	---

<p><u>後の内容に対する承諾の意思表示を行うものと し、当該意思表示をもって本規約が変更されるも のとしします。</u></p> <p>第 22 条（期限の利益喪失）</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 次の各号のいずれかに該当する場合は、当 社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員 は直ちに残債務の全額を支払うものとしたしま す。</p> <p>①（1）①から④<u>及び⑧</u>を除き、本規約上の義務 に違反され、それが重大なものである場合。</p> <p>②③省略</p> <p>第 23 条（その他承諾事項）</p> <p>（1） <u>会員は、以下の事項をあらかじめ承諾して いただきます。</u></p> <p>①第 8 条（2）①のリボ手数料、第 15 条（3）の 融資金の利息ならびに第 9 条および第 16 条の遅 延損害金は、年 365 日（うるう年は年 366 日）の 日割計算で行うこと。</p> <p><u>②第 8 条（1）①の口座振替によるお支払が連続 して 13 カ月以上無い本会員のカードについて、 その後に利用があった場合、お届けの金融機関口 座からの口座振替ができない場合があること。</u></p> <p><u>③当社が本会員に対して貸付の契約に係る勧誘 を行うこと。</u></p> <p><u>④カード使用により発生する債務の返済が完了 するまでは、引き続き本規約の効力が維持される こと。</u></p> <p><u>⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サー ビス（以下「付帯サービス」といいます）を利用 する場合、付帯サービスの利用に関する規約等が</u></p>	<p>第 22 条（期限の利益喪失）</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 次の各号のいずれかに該当する場合は、当 社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員 は直ちに残債務の全額を支払うものとしたしま す。</p> <p>①（1）①から④を除き、本規約上の義務に違反 され、それが重大なものである場合。</p> <p>②③省略</p> <p>第 23 条（その他承諾事項）</p> <p>（1） その他次の事項をあらかじめ承諾してい たきます。</p> <p>①第 8 条（2）①のリボ手数料、第 15 条（3）の 融資金の利息ならびに第 9 条および第 16 条の遅 延損害金は、年 365 日（うるう年は年 366 日）の 日割計算で行うこと。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用および返済金 のお支払いを CD、ATM で行う場合、当社所定の利 用手数料（ただし、利息制限法施行令第 2 条に定 める額を上限といたします）をご負担いただくこ と。</p> <p>③本会員のご都合により第 8 条、第 15 条以外 のお支払方法において発生した入金費用、公租公 課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行 った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作 成費用は、会員資格を喪失された後においても本 会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領す る諸費用は、利息制限法および出資の受入れ、預</p>
--	--

<p><u>あるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</u></p> <p><u>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</u></p> <p><u>①キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをCD、ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限といたします)をご負担いただくこと。</u></p> <p><u>②本会員のご都合により第8条、第15条以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失された後においても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および出資の受入れ、預かり金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内といたします。</u></p> <p><u>③当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じた場合またはカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また、当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。カードの利用を停止することおよびカードを回収し、カード番号の異なるカードを発行すること。</u></p> <p><u>④当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得・ご提出いただくこと。</u></p> <p><u>⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</u></p> <p><u>(3) 当社は、以下の各号の行為を行うことができます。</u></p>	<p>かり金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内といたします。</p> <p>④当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ第三者へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じた場合またはカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、また、カードの利用を停止することおよびカードを回収し、カード番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>⑥当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があるると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入およびキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りさせていただくことがあること。</p> <p>⑦前号の場合に、当社がカードを無効化の上、カードの再発行手続きをすることがあること。</p> <p>⑧当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得・ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑨当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、勤務先その他の連絡先に電話確認を取らせていただく場合があること。</p> <p>⑩第8条(1)①の口座振替によるお支払が連続して13カ月以上無い本会員のカードについて、その後に利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができない場合があること。</p> <p>⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>⑫当社が本会員に対して貸付の契約に係る勧誘</p>
--	---

<p><u>①当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ第三者へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</u></p> <p><u>②当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性がある」と判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入およびキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすること。</u></p> <p><u>③前号の場合に、当社がカードを無効化の上、カードの再発行手続きをすることがあること。</u></p> <p><u>④当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話（携帯電話、また、ショートメッセージ機能を含む）、メールアドレス（SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む）、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。</u></p> <p><u>⑤当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。</u></p> <p><u>(4)</u> 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p> <p>第24条 省略</p>	<p>を行うこと。</p> <p>⑬カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>⑭当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」といいます）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p> <p>(2) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p> <p>第24条 省略</p>
--	---

<p>第25条（退会）</p> <p>(1) 本会員のご都合で退会する場合は家族会員も当然に退会となり、当社所定の届け出を行っていただき、ETCカード等貸与した全てのカードを返却<u>もしくは裁断のうえ破棄</u>していただきます。なお、退会後にカードのご利用残債務がある場合には、退会後も本規約に基づき支払うものいたします。</p> <p>(2) 家族会員のみ退会する場合、本会員または退会する家族会員からの当社所定の届け出に際し、当該会員に貸与した全てのカードを返却<u>もしくは裁断のうえ破棄</u>するものいたします。</p> <p>第26条（会員資格の喪失等）</p> <p>(1) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、<u>破棄</u>、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①～⑩省略</p> <p>(2) 会員が死亡した場合または会員の死亡を当社が知った場合は、会員資格を喪失するものとし、会員に貸与したETCカード等全てのカードを返却<u>もしくは裁断のうえ破棄</u>していただきます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員の資格も同様に喪失するものとし、会員に貸与したETCカード等全てのカードを返却<u>もしくは裁断のうえ破棄</u>していただきます。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>第25条（退会）</p> <p>(1) 本会員のご都合で退会する場合は家族会員も当然に退会となり、当社所定の届け出を行っていただき、ETCカード等貸与した全てのカードを返却していただきます。なお、退会後にカードのご利用残債務がある場合には、退会後も本規約に基づき支払うものいたします。</p> <p>(2) 家族会員のみ退会する場合、本会員または退会する家族会員からの当社所定の届け出に際し、当該会員に貸与した全てのカードを返却するものいたします。</p> <p>第26条（会員資格の喪失等）</p> <p>(1) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①～⑩省略</p> <p>(2) 会員が死亡した場合または会員の死亡を当社が知った場合は、会員資格を喪失するものとし、会員に貸与したETCカード等全てのカードを返却していただきます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員の資格も同様に喪失するものとし、会員に貸与したETCカード等全てのカードを返却していただきます。</p> <p>(5) 省略</p>
---	---

第27条、第28条 省略

●「ショッピングでのリボルビング払いにおける月々のお支払額算出表」(第8条(2)①参照)

長期コース		標準コース	
リボ算定日 残高	弁済金 (月々のお 支払額)	リボ算定日 残高	弁済金 (月々のお支 払額)
1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円
60,001円~は、 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算	100,001円~ は50,000円 増すごとに	5,000円ずつ 加算

注1. 弁済金が上記算出表の額に満たない場合は全額となります。

~~注2. 新たなカードの利用がない場合は、前回と同額のお支払い額となります。~~

●「ショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払いの一例」

※ 末尾に記載

●「ボーナス2回払いのお支払いについて」~「分割払いの支払回数、支払期間、実質年率、手数料」 省略

●「キャッシングでのリボルビング払いにおける月々のお支払額算出表」

※ 末尾に記載

タカシマヤカード《ゴールド》会員特約
第1条~第2条 省略

第3条(弁済金等の支払方法等)

タカシマヤカード会員規約第8条(2)①に定め

第27条、第28条 省略

●「ショッピングでのリボルビング払いにおける月々のお支払額算出表」(第8条(2)①参照)

長期コース		標準コース	
リボ算定日 残高	弁済金 (月々のお 支払額)	リボ算定日 残高	弁済金 (月々のお支 払額)
1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円
60,001円~は、 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算	100,001円~ は50,000円 増すごとに	5,000円ずつ 加算

注1. 弁済金が上記算出表の額に満たない場合は全額となります。

注2. 新たなカードの利用がない場合は、前回と同額のお支払い額となります。

●「ショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払いの一例」

※ 末尾に記載

●「ボーナス2回払いのお支払いについて」~「分割払いの支払回数、支払期間、実質年率、手数料」 省略

●「キャッシングでのリボルビング払いにおける月々のお支払額算出表」

※ 末尾に記載

タカシマヤカード《ゴールド》会員特約
第1条~第2条 省略

第3条(弁済金等の支払方法等)

タカシマヤカード会員規約第8条(2)①に定め

<p>るショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払の一例は以下のとおりとします。</p> <p>●「ショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払の一例」</p> <p><u>※ 末尾に記載</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>タカシマヤカード アメリカン・エクスプレス®・カード、タカシマヤカード《ゴールド》アメリカン・エクスプレス®・カード特約 省略</p> <p>【お問い合わせ先】 省略</p> <p>●本規約に同意されない場合またはお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前に<u>カード裏面に記載されているお問い合わせ先へ解約される旨をご連絡のうえ、カードを切断し、ご自身で破棄をお願いいたします。</u></p>	<p>るショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払の一例は以下のとおりとします。</p> <p>●「ショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払の一例」</p> <p><u>※ 末尾に記載</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>タカシマヤカード アメリカン・エクスプレス®・カード、タカシマヤカード《ゴールド》アメリカン・エクスプレス®・カード特約 省略</p> <p>【お問い合わせ先】 省略</p> <p>●本規約に同意されない場合またはお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前にカードを切断し、退会される旨を明記のうえ当社宛にご返送ください。</p>
---	---

タカシマヤカード会員規約 別表

【新】

- 「ショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払の一例」
ご利用可能枠 200,000 円・長期コース（実質年率 14.40%でご利用の場合）

ご購入(現金価格)	4/11 スーツ 60,000 円(税込)		6/11 ブラウス 20,000 円(税込)
お買物可能額	140,000 円	142,409 円	124,728 円
お支払残高	60,000 円	57,591 円	20,000 円
			55,272 円
お支払額(弁済金)	3,000 円	3,000 円	4,000 円
手数料	$60,000 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} = 591 \text{ 円}$	$57,591 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日}$ $+ 57,591 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 681 \text{ 円}$	$55,272 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日}$ $+ 55,272 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 675 \text{ 円}$ $20,000 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} = 197 \text{ 円}$ $675 \text{ 円} + 197 \text{ 円} = 872 \text{ 円}$
商品代金充当分	3,000 円 - 591 円 = 2,409 円	3,000 円 - 681 円 = 2,319 円	4,000 円 - 872 円 = 3,128 円
お支払日	6月4日	7月4日	8月4日

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

【旧】

ご購入(現金価格)	4/11 スーツ 60,000 円(税込)		6/11 ブラウス 20,000 円(税込)
お買物可能額	140,000 円	142,503 円	124,824 円
お支払残高	60,000 円	57,497 円	20,000 円
			55,176 円
お支払額(弁済金)	3,000 円	3,000 円	4,000 円
手数料	$60,000 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 497 \text{ 円}$	$57,497 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + 57,497 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 679 \text{ 円}$	$55,176 \text{ 円} \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + (55,176 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) \times 14.40\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 839 \text{ 円}$
お支払日	6月4日	7月4日	8月4日

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。

タカシマヤカード《ゴールド》会員特約 別表

【新】

- 「ショッピングでのリボルビング払いにおけるお支払いの一例」
ご利用可能枠 200,000 円・長期コース（実質年率 9.60%でご利用の場合）

ご購入(現金価格)	4/11 スーツ 60,000 円(税込)		6/11 ブラウス 20,000 円(税込)
お買物可能額	140,000 円	142,606 円	125,155 円
お支払残高	60,000 円	57,394 円	20,000 円
			54,845 円
お支払額(弁済金)	3,000 円	3,000 円	4,000 円
手数料	$60,000 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} = 394 \text{ 円}$	$57,394 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + 57,394 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 451 \text{ 円}$	$54,845 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + 54,845 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 446 \text{ 円}$
			$20,000 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} = 131 \text{ 円}$ $446 \text{ 円} + 131 \text{ 円} = 577 \text{ 円}$
商品代金充当分	3,000 円 - 394 円 = 2,606 円	3,000 円 - 451 円 = 2,549 円	4,000 円 - 577 円 = 3,423 円
お支払日	6月4日	7月4日	8月4日

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

【旧】

ご購入(現金価格)	4/11 スーツ 60,000 円(税込)		6/11 ブラウス 20,000 円(税込)
お買物可能額	140,000 円	142,669 円	125,218 円
お支払残高	60,000 円	57,331 円	20,000 円
			54,782 円
お支払額(弁済金)	3,000 円	3,000 円	4,000 円
手数料	$60,000 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 331 \text{ 円}$	$57,331 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + 57,331 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 451 \text{ 円}$	$54,782 \text{ 円} \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + (54,782 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) \times 9.60\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 557 \text{ 円}$
商品代金充当分	3,000 円 - 331 円 = 2,669 円	3,000 円 - 451 円 = 2,549 円	4,000 円 - 557 円 = 3,443 円
お支払日	6月4日	7月4日	8月4日

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日とうるう年は366日で計算します。

●「キャッシングでのリボルビング払いにおける月々のお支払額算出表」

【新】

融資金リボ残高	標準コース	ゆとりコース	長期コース
<u>1～100,000円まで</u>	<u>10,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>100,001円～ 150,000円まで</u>		<u>8,000円</u>	<u>6,000円</u>
<u>150,001円～ 200,000円まで</u>			<u>8,000円</u>
<u>200,001円～ 250,000円まで</u>	<u>15,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>10,000円</u>
<u>250,001円～ 300,000円まで</u>			<u>12,000円</u>
<u>300,001円～ 350,000円まで</u>			<u>14,000円</u>
<u>350,001円～ 400,000円まで</u>	<u>16,000円</u>		
<u>400,001円～ 450,000円まで</u>	<u>18,000円</u>	<u>20,000円</u>	
<u>450,001円～ 500,000円まで</u>			
	<u>以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ加算</u>	<u>以降100,000円 増すごとに 3,000円ずつ加算</u>	<u>以降50,000円 増すごとに 2,000円ずつ加算</u>

注1. お利息は毎月のお支払額に含まれております。

注2. 新たなお借入れまたはお支払日前までにお支払いをされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、お利息が上記算出表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、お利息を超えるまで、上記算出表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までといたします。

注3. 月々のお支払額が上記算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注4. ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

注5. 長期コースは当社が認めた場合に限りご選択いただけます。

【旧】

標準コース		長期コース	
融資金リボ残高	弁済金 (月々のお支払額)	融資金リボ残高	弁済金 (月々のお支払額)
1～200,000円	10,000円	1～100,000円	4,000円
200,001円～は 100,000円増すごとに	5,000円 ずつ加算	100,001円～は、 50,000円増すごとに	2,000円 ずつ加算

注 1. お利息は毎月のお支払額に含まれております。

注 2. 新たなお借入れまたはお支払日前までにお支払いをされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、お利息が上記算出表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、お利息を超えるまで、上記算出表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までといたします。

注 3. 月々のお支払額が上記算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注 4. 長期コースは当社が認めた場合に限りご選択いただけます。